



福岡県医第 2755 号（総）
令和 7 年 1 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

独立行政法人福祉医療機構の貸付利率の改定について

標記について、日本医師会を通じ独立行政法人福祉医療機構より、貸付利率を別添表のとおり変更し、令和 7 年 1 月 6 日以降の貸付より適用する旨通知がございましたのでお知らせ致します。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、独立行政法人福祉医療機構の貸付利率は下記 W e b サイトにも掲載されておりますことを申し添えます。

U R L : <https://www.wam.go.jp/hp/kinri-tabid-67/>



小郡三井医師会より

医業経営担当理事 淡河喜雄
会 長 島田昇二郎

日医発第 1683 号（医経）

令和 7 年 1 月 6 日

都道府県医師会
会長 殿

公益社団法人日本医師会
会長 松本 吉郎
(公 印 省 略)

独立行政法人福祉医療機構の貸付利率の改定について

今般、独立行政法人福祉医療機構より、貸付利率を別添のとおり変更し、令和 7 年 1 月 6 日以降の貸付から適用する旨通知がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。

なお、独立行政法人福祉医療機構の貸付利率は以下の Web サイトにも掲載されています。

<https://www.wam.go.jp/hp/kinri-tabid-67/>



各医

企 企 第 1226001 号
令和 6 年 12 月 26 日

日 本 医 師 会
会 長 松 本 吉 郎 様

独立行政法人福祉医療機構
理事長 松縄 正
(公 印 省 略)

独立行政法人福祉医療機構貸付利率の改定について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、当機構の貸付利率を別紙のとおり変更し、令和 7 年 1 月 6 日以降の貸付けから適用することとしましたので通知いたします。

固定金利

独立行政法人福祉医療機構（医療貸付）主要貸付利率表

貸付けの対象となる条件や借入申込手続き等の詳細については、担当窓口までお問い合わせください。

令和7年1月6日改定

【設置・整備資金（機械購入資金を除く）】

施設・事業の種類		10年度 10年度以内	11年度 11年度以内	12年度 12年度以内	13年度 13年度以内	14年度 14年度以内	15年度 15年度以内	16年度 16年度以内	17年度 17年度以内	18年度 18年度以内	19年度 19年度以内	20年度 20年度以内	21年度 21年度以内	22年度 22年度以内	23年度 23年度以内	24年度 24年度以内	25年度 25年度以内	26年度 26年度以内	27年度 27年度以内	28年度 28年度以内	29年度 29年度以内	30年度 30年度以内
1 病院	新築資金・甲種増設資金	1.100%	1.100%	1.200%	1.200%	1.300%	1.400%	1.400%	1.500%	1.500%	1.600%	1.600%	1.700%	1.800%	1.800%	1.800%	1.900%	1.900%	1.900%	2.000%	2.000%	2.000%
	乙種増設資金(※1)	1.600%	1.600%	1.700%	1.700%	1.800%	1.900%	1.900%	2.000%	2.000%	2.100%	2.100%	2.200%	2.300%	2.300%	2.300%	2.400%	2.400%	2.400%	2.500%	2.500%	2.500%
2 診療所	新築資金・甲種増設資金	1.100%	1.100%	1.200%	1.200%	1.300%	1.400%	1.400%	1.500%	1.500%	1.600%	1.600%										
	乙種増設資金(※1)	1.600%	1.600%	1.700%	1.700%	1.800%	1.900%	1.900%	2.000%	2.000%	2.100%	2.100%										
3 介護老人保健施設・介護医療院		1.200%	1.200%	1.300%	1.300%	1.400%	1.500%	1.500%	1.600%	1.600%	1.700%	1.700%	1.800%	1.900%	1.900%	1.900%	2.000%	2.000%	2.000%	2.100%	2.100%	2.100%
		1.600%	1.600%	1.700%	1.700%	1.800%	1.900%	1.900%	2.000%	2.000%	2.100%	2.100%										
4 助産所・医療従事者養成施設		1.600%	1.600%	1.700%	1.700%	1.800%	1.900%	1.900%	2.000%	2.000%	2.100%	2.100%										
		0.900%	0.900%	1.000%	1.000%	1.100%	1.200%	1.200%	1.300%	1.300%	1.400%	1.400%	1.500%	1.600%	1.600%	1.600%	1.700%	1.700%	1.700%	1.800%	1.800%	1.800%
5 地域医療介護総合確保基金に基づく病床削減を伴う整備(※2)		1.100%	1.100%	1.200%	1.200%	1.300%	1.400%	1.400%	1.500%	1.500%	1.600%	1.600%	1.700%	1.800%	1.800%	1.800%	1.900%	1.900%	1.900%	2.000%	2.000%	2.000%
6 国家戦略特別区域において国家戦略特別区域計画に基づき決定された事業 実施主体が行う事業		1.100%	1.100%	1.200%	1.200%	1.300%	1.400%	1.400%	1.500%	1.500%	1.600%	1.600%	1.700%	1.800%	1.800%	1.800%	1.900%	1.900%	1.900%	2.000%	2.000%	2.000%
7 指定訪問看護事業		1.600%																				

※1…次の整備事業等に係る乙種増設資金の貸付利率は、新築資金・甲種増設資金の利率を適用します。

- ・前倒し整備を行う病院・感染症対策を伴う整備・建築物の前倒し修繕の促進に関する法律に基づく診療所の増設・医療施設近代化施設整備事業を行う病院・地域医療介護総合確保基金に基づく診療所・診療所・看護研修施設・看護施設の整備を行う病院・診療所
- ・都道府県知事が認める増設（減床する場合に限る）・地域医療構想に基づく病院の増設・複数医療機関の再編等の整備を行う病院・診療所・看護研修施設・看護施設の整備を行う病院

※2…当初5年間の適用金利であり、6年目以降は契約時における新築資金・甲種増設資金の利率を適用します。

【機械購入資金】

通常(※3)	5年以内	1.700%
先進医療に使用する機械（病院に限る）	5年度10年度以内	1.600%

【長期運転資金】

通常(※3)	3年以内	1.500%
経営安定化資金 (病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院)	7年以内	1.500%
持分なし医療法人へ移行するための経営安定化資金 (病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院)	10年以内	1.200%
地域医療構想支援資金（病院・診療所）	10年以内	1.400%
複数医療機関の再編等支援資金（病院・診療所）	10年以内	1.100%
働き方改革支援資金（病院・診療所）	10年以内	1.400%

※3…病院、助産所以外であって新設に伴い必要な場合に関する等の条件がありますので、お問い合わせください。

（注）保証人不要制度を利用する場合の貸付利率は「上記利率+0.150%」となります。

【備考】（利率の適用にあたっての詳細は、担当窓口までお問合せください）

- 1) 次の整備事業に係る貸付利率については、一部転運措置の対象となります場合があり、一部転運措置の対象となる場合は、一部転運措置の対象となる場合とさせていただきます。
 - ・災害復旧資金・津波対策としての高台移転・介護老人保健施設・介護医療院の前倒し整備・病院・診療所の消防設備設置業務に伴う整備
 - ・介護老人保健施設のスプリングラニー整備・都市部における介護老人保健施設の整備（定期借地権を設定する場合の一時金）・自家発電設備又は給水設備の整備
 - ・老朽化した介護老人保健施設・介護医療院の改築整備・デジタル関連の整備・GX実現に資する整備・減床を伴う精神科病棟の整備
- 2) 建物賃借に要する資金のうち借入金に係るものについては別途お問い合わせください。

10年経過毎金利見直し(当初10年)

貸付けの対象となる条件や借入申込手続き等の詳細については、担当窓口までお問い合わせください。

独立行政法人福祉医療機構 (医療貸付) 主要貸付利率表

令和7年1月6日改定

[illegible]

※1…次の整備事業等に係る乙種増政策資金の貸付利率は、新築資金・甲種増政策資金の利率を適用します。

- ・ 福置化整備を行う病院
- ・ 感染症対策を半う整備
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく診療所の増築
- ・ 医療施設近代化施設整備事業を行う病院
- ・ 地域医療介護総合確保基金に基づき整備を行う病院・診療所

・都道府県知事が認める増改築（加床する場合に限る）
 ・地域医療構想に基づき病院の増改築
 ・増設医療機関の再編等の整備を行う病院・診療所
 ・看護師育成・保健施設の整備を行う病院

※2…当初5年間の適用金利であり、6年目以降は契約時における新築資金・甲種増改築資金の利率を適用します。

(注)保証人不要制度を利用する場合の貸付利率は「上記利率+0.150%」となります。

【備考】(利率の適用にあたっての詳細は、担当窓口までお問合せください)

1) 次の整備事業に係る貸付利率については、一部低価格帯の対象となりますのでお問合せください。

・災害復旧資金・津波対策としての高台移転・介護老人保健施設・介護医療院の耐震化整備・病院・診療所の消防設備設置義務化に伴う整備

- ・介護老人保健施設のスプリングラ－整備
- ・都市部における借地を利用した介護老人保健施設の整備（定期借地権を設定する場合の一時金）
- ・自家発電設備又は給水設備の整備

- ・老朽化した介護老人保健施設・介護医療院の改築整備
- ・デジタル関連の整備
- ・GX実現に資する整備
- ・減床を伴う精神科病院の整備

2) 建物賃借に要する資金のうち増利金に係る有のについて、は別表貸付金割合をわねなくだい。